

こどもデータ連携実証事業

事業計画書

兵庫県 尼崎市：令和5年4月7日

1 公募団体名

兵庫県 尼崎市

2 公募団体代表者氏名

兵庫県 尼崎市長 松本 眞

3 公募団体担当課

・プロジェクト事務局

(1) 教育委員会事務局 学校教育部 特別支援教育担当

(2) こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課

4 事業の実施計画

別記1「実施計画」のとおり

以 上

別記1 実施計画

(1) 実施概要

本市では、教育委員会が行う就学時の健康診断（以下「就学時健診」という。）において、発達障害の早期発見の観点から、児童の発達を適切に見立てることで小学校入学後の円滑な支援等を行うことを目的に、市内41小学校で行われる就学時健診において「児童面接」を悉皆で実施している。

また、発達に課題を抱える児童の早期発見と入学後の適切な支援に向けて、より詳細な情報を得るため、令和4年度のモデル事業として3校を選定し、同校に就学予定の児童のうち、「児童面接」の結果、支援を要する可能性がある児童を対象に、在籍園での状況を把握するため、市内統一の調査書により、在籍園から情報収集し、各モデル校に情報提供を行う取組を進めており、来年度は、モデル事業を継続しながら対象校を拡大する予定で、近い将来、全校への拡大についても検討を進めていく予定である。

こうした中、現在、就学時健診の結果について帳票管理としているところ、今回の実証事業においては、新たに「(仮称) 就学前の子ども情報システム」を開発し、就学時健診の「児童面接」に係る各質問項目の結果をデータ化しながら、発達障害の早期発見に向けて、別途策定予定のスクリーニング基準により、第一次のリスク評価を同システムで行い、在籍園への調査対象者に係る帳票出力を行う。

また、在籍園への調査は、公立幼稚園・保育所だけでなく、今回の実証事業における民間との情報連携として私立幼稚園・保育園の在籍園に対しても園での状況を全市統一の調査票により情報取得し、同システムにより当該調査内容もデータ化を行うほか、就学時健診とは別に実施する障害のある児童に対する就学相談（以下「就学相談」という。）の相談内容等についてもデータ化を図るとともに、こうしたデータを、新たに「特別支援教育に携わる教員向けのICTシステム」(以下「特別支援教育システム」という。)を構築し、小学校入学前から入学以降の一貫した教育現場での具体的な配慮や相談支援を展開していき、対象児の転校や中学校、高等学校等への円滑な支援の引継ぎをも可能とすることで、切れ目のない支援を実現させる。(縦の連携)

さらに、令和5年度のデジタル庁実証事業により開発した新統合システムに就学時健診に係るデータ等を取り込むことで、保健・福祉との連携による個別支援や支援者支援に活用し、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制構築を行う(横の連携)ことで、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進させるものとする。加えて、本事業において新たに取り込む就学時健診デ

一タもリスク判定のための情報とすることにより、令和 5 年度のデジタル庁実証事業で開発したリスク判定システムの判定基準の精度向上を図る。

なお、その作業過程において、法的、技術的、組織的課題等が明らかとなることも想定され、本実証事業においては、それらの検証も実施する。

(2) 本事業で取り組む困難の類型

発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童

(3) 公募要領 2-1 (3) に係る検証内容

B、C 及び D が該当。

具体的には、就学時健診における「児童面接」（集団面接）の結果をデータ化することで、発達障害の疑いがある児童の評価を行うとともに、当該評価結果に基づき、民間事業者を含む在籍園と当該児童の発達に係る情報の連携を行うほか、就学相談の情報についてもデータ化し、当該情報を特別支援教育システム及び福祉系システムと連携することで、児童の入学後の支援等につき、教育（学校）、保健、福祉が連携したインクルーシブ教育における支援をさらに推進するもの。

(4) 参加関係者の体制

プロジェクトリーダー（こども政策監）	
システム	<p>福祉系システム検討チーム （子どもの育ち支援システム）</p> <p>教育系システム検討チーム （特別支援教育システム、 （仮称）就学前の子ども情報システム）</p>
関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち支援センター いくしあ推進課、 児童相談所設置準備担当 ・学校教育部 特別支援教育担当、 保健体育課、学事企画課 ・教育総合センター 学校 ICT 推進課
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉系システムへのデータ取り込みに 係るベンダーとの調整 ・データ内容項目の整理 ・収集した情報の分析 ・支援内容の検討 など ・（仮称）就学前の子ども情報システムの 構築に向けたベンダーとの調整 ・特別支援教育システムへのデータ取り 込みに係るベンダーとの調整 ・データ内容項目の整理 ・教育系情報（就学時健診、調査票）の データ収集に向けた学校・在籍園との 連携・調整等 ・収集した情報の分析 ・支援内容の検討 など
ベンダー等	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの育ち支援システム シャープマーケティングジャパン(株) ・（仮称）就学前の子ども情報システム 検討中 ・特別支援教育システム 検討中 ・（仮称）就学前の子ども情報システム 検討中 ・特別支援教育システム 検討中

総括管理主体：教育委員会 特別支援教育担当

保有・管理主体：教育委員会 学事企画課・保健体育課・特別支援教育担当、
小学校、中学校、在籍園（公立・私立）

分析主体：教育委員会 特別支援教育担当、学校 ICT 推進課

こども青少年局 子どもの育ち支援センター いくしあ推進課

活用主体：教育委員会 特別支援教育担当、小学校・中学校・高等学校等、
こども青少年局 子どもの育ち支援センター

(5) 連携するデータ項目

システム名	データ項目	
(仮称) 就学前の子ども情報システム (新規)	就学時健診等記録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童面接記録 ・ 内科検診、眼科検診、耳鼻科検診、歯科検診結果 ・ 在籍園から収集した在園児に係る情報
	就学相談記録(注 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学相談履歴 ・ 判定結果 ・ 在籍園から収集した情報
特別支援教育システム (新規)	就学時健診等記録・ 就学相談記録・ 乳幼児健診記録等	・ 「(仮称) 就学前の子ども情報システム」が持つ上記データ項目
新統合システム (既存)	就学時健診等記録・ 就学相談記録	・ 「(仮称) 就学前の子ども情報システム」が持つ上記データ項目
	特別支援教育に係る 支援記録	・ 「特別支援教育システム」が持つ支援記録等 (詳細は今後検討)

※上記データ項目は、現時点での予定で、詳細は今後の検討事項としているため、変更の可能性はある。

(注 1) 就学相談記録は、「(仮称) 就学前の子ども情報システム」でOCRによるデータ化のほか、RPAにより他システムへのデータ連携も今後検討する。

(6) データ取得方法

就学時健診の記録については、就学時健診を行っている市内 41 校より帳票を回収し、「(仮称) 就学前の子ども情報システム」によりデータ化を図ることで取得するほか、児童が在籍する幼稚園・保育所等からの調査票の情報も同様に、調査票を回収し同システムによりデータ化を図ることで取得する。

さらに、就学相談記録については特別支援教育担当が所管しているため、その記録の活用を検討していく。

(7) 個人情報の適正な取扱いについて

関係機関内での目的外利用するデータについては、改正個人情報保護法第 69 条において、担保されている。また、民間事業者からの情報取得についても、尼崎市子どもの育ち支援条例第 16 条において、担保されている。

○（参考）個人情報保護法第 69 条

（利用及び提供の制限）

第 69 条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

○（参考）尼崎市子どもの育ち支援条例第 14 条

（要支援の子どもへの支援等）

第 14 条 市は、保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び関係機関と連携し、要支援の子どもの早期発見に努めるとともに、要支援の子どもを認知したときは、当該要支援の子どもが置かれている家庭生活、集団生活等における環境をその最善の利益となるように改善するため、保護者、地域住民、子ども施設、事業者、関係機関及び要支援の子どもの支援について識見を有する者のうちから市長が指定する者(以下「支援関係者」という。)と連携したうえで、様々な社会資源を活用して、当該要支援の子どもに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の法令に要支援の子どもの支援に関する規定がある場合は、当該法令の定めるところによる。

2～4 略

（支援に係る協議等）

第 16 条 市及び支援関係者は、第 14 条第 1 項本文の規定による支援の実施に当たり、必要があると認めるときは、相互に当該支援を行うために必要な協議(以下「支援に係る協議」という。)を求め、当該支援に必要な情報の交換を行うことができる。

2 市の職員若しくは支援関係者(法人等にあつては役員又は職員、子ども施設にあつてはその職員)又はこれらの職若しくは地位にあつた者は、正当な理由なく、支援に係る協議において知り得た情報を第三者に提供してはならない。

（8）システム構成図 別紙

(9) 支援が必要な子どもや家庭に対する支援方策例

小学校入学時点において、支援の必要な子どもを抽出し、プッシュ型支援を行う。

【ステップ 1】

データ連携による要支援幼児の抽出。(以下 評価項目例示)

- 就学時健診の児童面接データによる評価
(発達に課題を抱えている可能性のある子どものスクリーニング)
- 在籍園(幼稚園・保育所等)による評価
(上記スクリーニングに基づく在籍園への調査票に係る評価)
- 特別支援教育システムを使った、支援方針案の作成。

【ステップ 2】

評価の確認とプッシュ型支援内容の検討

- ステップ 1 で評価した内容を確認。
- 円滑にプッシュ型支援を届けるために必要な方策を検討
 - ・担任、学年教員、特別支援教育コーディネーター等による情報共有
 - ・校内支援委員会における支援内容の検討
 - ・個別ケース会議
 - ・その他(必要時、他機関への追加調査)

【ステップ 3】

プッシュ型支援の実行

- 学校内における支援の実施。

ステップ 2 の検討結果をもとに、適切なタイミングに必要な支援を届ける。例えば、集団に対する指示が一度で入りにくい児童については個別に声かけをしたり、教室内で動いてしまう児童については個に応じた課題を与え動く機会を作ったりするなどの支援を実施する。
- 多機関連携によって支援の実施。

ステップ 2 の検討結果をもとに、適切なタイミングに必要な支援を届ける。例えば、在籍園に専門職種(心理士、作業療法士、言語聴覚士等)が訪問し、在籍園における生活の様子を見て、在籍園で実施可能な支援方法を協働して考え、就学する小学校と情報共有する。

在籍園で支援する過程において、保護者から個別支援希望が出た場合には、それぞれ対応する。

また、小学校に専門職種(心理士、作業療法士、言語聴覚士等)が訪問し、入学後の学習や生活の様子を見て、小学校における支援方法を協働して考え、助言する。
- 支援による効果測定⇒測定(ステップ 2 へ)

(10) 検証項目に係る検証方法

本実証事業においては、「発達障害（疑いを含む）等、就学における配慮・支援等が必要と見込まれる児童」を早期に発見するために、就学時健診における「児童面接」の結果から、対象となる児童を抽出するためのスクリーニング基準の作成に向け、データ項目の選定や各データ項目内容の評価について検証を行う。

具体的には、次の①～③の検証方法により、取組を進める予定である。

- ① モデル校を選定し、同校に入学予定の児童で「児童面接」の結果、発達に課題を抱えている可能性があるものに対して、当該児童の在籍園に対して、当該児童の在園児の状況などについて調査票により情報提供を受ける。
- ② モデル校に入学後も、当該児童の状況をモニタリングしながら、支援を要する状況か否かなどの情報収集を行う。
- ③ ①・②から得た情報を分析・検証することで、困難類型（発達障害等）との関連性を検証し、総合的な判断のもと、「児童面接」におけるスクリーニング基準を策定する。

また、小学校への就学前後で支援が途切れることなく切れ目のない支援が行える体制とするため、①それまで支援に関わってきた関係機関の情報を集約しながら、教育委員会・学校とも共有することで関係機関と連携した支援を推進することを目的に、新たなシステム「特別支援教育システム」を導入し、同システムとのデータ連携について、共有データの項目や共有のタイミング・方法等について整理を行うとともに、②就学時健診における「児童面接」の情報や在籍園の情報を、既存の福祉系システムとも連携することから、当該連携も同様に共有データの項目や共有のタイミング・方法等について整理を行うほか、インクルーシブ教育システム構築に向けた支援体制整備に向けて必要となる体制や課題等についても整理を行う。

なお、当該データ連携においては、上記の就学時健診における「児童面接」の結果（スクリーニング評価を含む）のほか、在籍園への調査内容を含むものとするが、在籍園への調査については、公立幼稚園・保育所だけではなく、地方公共団体外の私立幼稚園・保育園の情報を幅広く情報連携することで支援に活用を図るものであり、その際の体制、システム、個人情報の取り扱い等について整理を行う。

(11) 実証事業で取得した財産等の帰属先

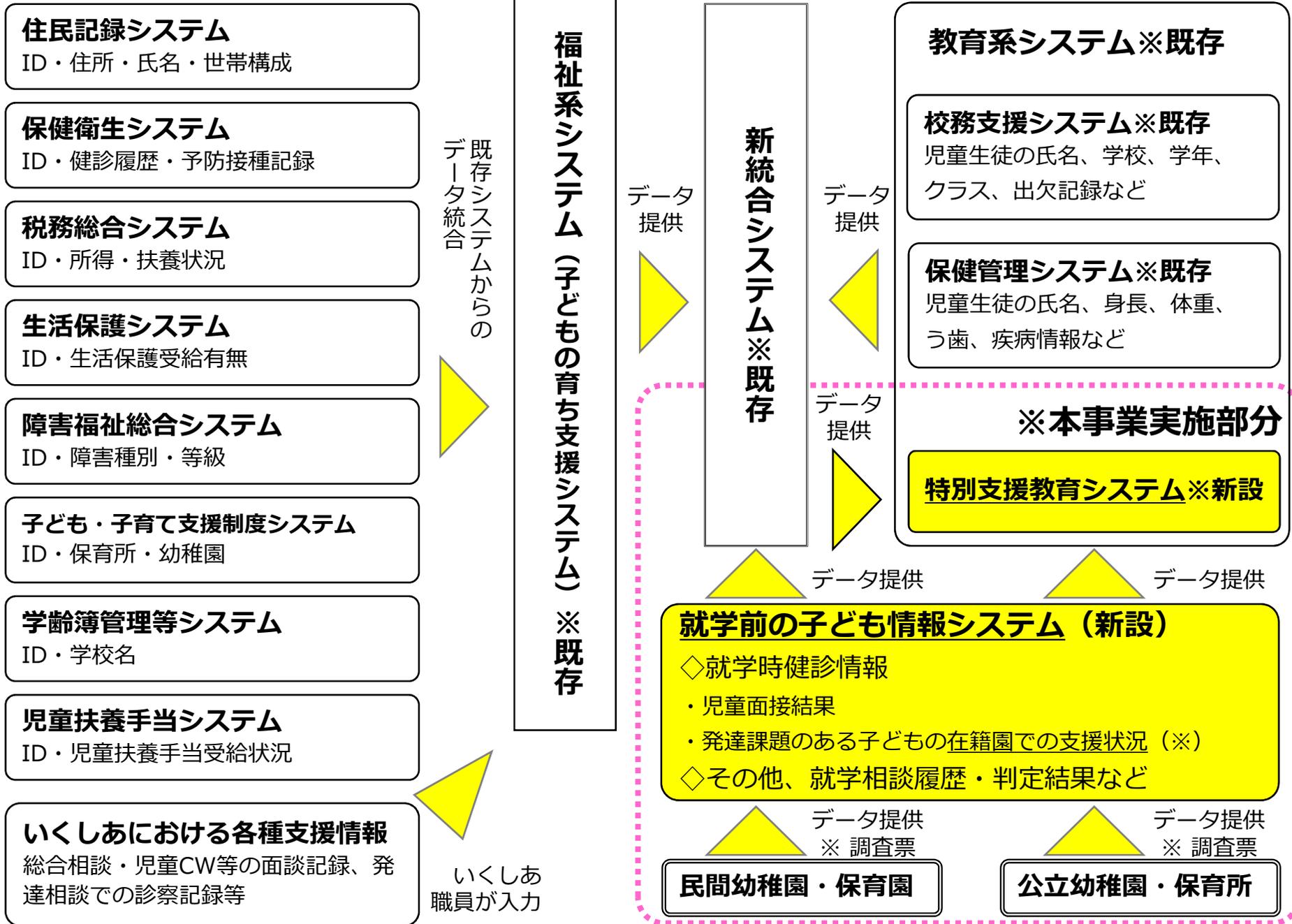
尼崎市

(12) 経費一覧

- ① 就学時健診等記録を電子化するためのシステム開発等の費用
16,000,000円(税込・概算)
 - ② 特別支援教育システムの導入(①のシステムとのデータ連携に係るシステム改修費用を含む。)
24,000,000円(税込・概算)
 - ③ 既存システム(福祉系システム)とのデータ連携に係るシステム改修費用等
10,000,000円(税込・概算)
- 計：①+②+③ 50,000,000円(概算)

以上

「システム構成図」 (案)



「事務フロー」 (システム化: 案)

